

教高第450号
昭和61年6月6日

各 県 立 学 校 長 } 様
関 係 課 所 館 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校職員の扶養手当の運用について（通知）

・最終改正 平成20年12月26日教職第1141号・

学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）第9条において準用する職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号。以下「条例」という。）第8条及び第9条並びに学校職員の扶養手当に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めたので、昭和61年7月1日以降は、これによつて実施してください。

記

条例第8条及び規則第2条関係

- 1 学校職員が配偶者、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者（規則第2条各号に掲げる者に該当する者を除く。）については、主として学校職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。
- 2 規則第2条第1号の「これに相当する手当」とは、名称のいかんにかかわらず扶養手当と同様の趣旨で支給される手当をいう。
- 3 規則第2条第2号の「恒常的な所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得はこれに含まれない。
- 4 所得の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によるものとする。

ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額によるものとする。

条例第9条及び規則第3条関係

- 1 条例第9条第1項第2号の「満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合」及び同条第3項の「特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」については、扶養手当認定簿に記載され、又は規則第3条第2項の総務事務システム（以下「総務事務システム」という。）に記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、条例第9条

第2項又は第3項の規定に従い、扶養手当の月額を認定するものとする。この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載し、又は総務事務システムに記録するものとする。

- 2 条例第9条第2項の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさるものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあつては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。
- 3 規則第3条第2項の「総務事務システム」は、総務事務センター所長が所管する情報システムに限るものとする。

規則第4条関係

- 1 扶養手当を受けている学校職員が、任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）を異にして異動した場合には、異動前の任命権者は、当該学校職員に係る扶養手当認定簿を当該学校職員から既に提出された扶養親族届及び証明書類と共に異動後の任命権者に送付するものとする。
- 2 前項の場合において、異動前の任命権者が扶養親族届及び扶養手当認定簿に記載する所要事項を総務事務システムに記録しているときは、当該記録を出力した書面を、扶養親族届及び扶養手当認定簿とみなす。

規則第6条関係

- 1 扶養親族届の様式及び扶養手当認定簿の様式は、それぞれ別紙様式第1及び別紙様式第2のとおりとする。
- 2 扶養親族届及び扶養手当認定簿は、当分の間、従前の様式による扶養親族届及び扶養親族簿によることができる。この場合において、扶養手当認定簿に記入すべき事項のうち扶養親族簿には該当欄が設けられていない事項については、適宜の方法により記入するものとする。